

自白だけを証拠とし起訴する 検察も、自白だけで犯人と判 断した裁判所も同罪だ！

経済 社会 労務 労組 平成23年(2011年)5月25日(水曜日) 第2



布川事件再審無罪

水戸地裁「自白の誘導」指摘

1987年、茨城県利根町で男性が殺害された布川事件の再審判決で、水戸地裁土浦支部は24日、強盗殺人罪など無期懲役が確定後に仮釈放された桜井昌彦さん(64)と杉山卓男さん(64)に無罪を言い渡した。逮捕から43年余りで2人の名誉が回復された。最高裁によると、戦後に死牛し、死刑が無期懲役が確定した事件の再審無罪判決は、足利事件に続いて2件目。

神田大助裁判長は判決理由で、捜査段階の2人の自白について「捜査官の誘導により、証言を成された可能性を否定できない」と指摘。

井藤副検事の取り調べ録音テープの「録音結果がある」との鑑定結果についても「録音内容が調査と同じで、捜査官の働き掛けがあったと推認できる」と述べ、疑問を挟むべき点はないとした。

その上で「犯行内容など、重要な事項全般で供述の変遷が認められ、不自然な点も少なくない。2人の自白内容にも相違点が多く、不当な誘導は一切なかったとの捜査官の供述は信用に乏しい」と判断した。

被害者宅前で2人を自撃したとの男性の証言など、(株)東日本旅客鉄道

判決骨子

- 強盗殺人について2人はいずれも無罪
- 強盗殺人と結び付ける客観的証拠はない
- 被害者宅前で2人を自撃したとの証言は信用性に欠ける
- 自白誘導が捜査官らの誘導により作成された可能性を否定できない

布川事件の再審判決で無罪となり、記者会見を終え笑顔で帰る杉山卓男さん(左)と桜井昌彦さん(右)。茨城県土浦市のホテル

**国家にしかできない犯罪
それがえん罪だ！**

布川事件の再審判決で、犯人とされ無期懲役が確定していた二人に無罪が言い渡されました。自白と目撃証言だけで有罪とした原判決が否定されたのです。検察の主張のみを採用して犯人と推認した裁判所も検察と同罪であり、足利事件同様二人に謝罪するべきです。

**えん罪防止には取り調べの
全面可視化が必要だ！**